附属書　生産森林組合役員選挙規程例

　 （被選挙権者）

第１条　次に掲げる者は、被選挙権を有しない。

１　未成年者

２　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

３　森林組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

４　前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（選挙の期日）

第２条　役員の任期の満了による選挙は、役員の任期が終わる日の60日前の日以後にこれを行う。

②　第18条の規定による再選挙又は第20条の規定による補欠選挙は、これを行うべき事由の生じた日から30日以内に行う。

（選挙通知及び掲示）

第３条　組合長は、選挙期日の10日前までに役員の選挙を行うべき旨の通知状に、投票開始の時刻、投票所、選挙する理事又は監事の数及び投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数を記載し、これを組合員に送付するとともに、これらの事項を組合の掲示場に掲示しなければならない。

「備考」

(１) 総会外選挙制を採る組合にあっては、次のように改正すること。

「投票開始の時刻、」の次に「投票終了の時刻、」を加える。また、投票区を設ける組合にあっては、本条の次に次の１条を加える。

（投票区）

第４条　この組合は、理事会が必要あると認めるときは、次の投票区を設けることができる。

第１区　○○

第２区　○○

②　投票区ごとに１投票所を置く。

（２）本条中「組合の掲示場に掲示」とあるのは「組合のウェブサイトに掲載」とするなど適宜記載すること（以下この規程において同じ。）。

（立候補の届出）

第４条　組合員でない者は、自ら役員の候補者となり、又は役員の候補者を推薦することができない。

②　組合員が役員の候補者となろうとするときは、前条の規定による掲示のあった日から選挙期日の３日前までに、その旨を文書でこの組合に届け出なければならない。

③　組合員が他人を役員の候補者としようとするときは、前項の期間内に組合に対し、本人の承諾を証する書面を添えて、文書で推薦の届出をしなければならない。

④　理事の候補者となった者は、同時に監事の候補者となることができない。

⑤　この組合は、役員の候補者となった者の住所、氏名、理事又は監事の別及び立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示しなければならない。

⑥　役員の候補者は、選挙期日の前日までに文書をもって組合に届け出ることにより候補者であることを辞することができる。

⑦　第３項の規定により他人を役員の候補者として推薦した者は、選挙期日の前日までに、文書をもって組合に届け出てこの推薦を取り消すことができる。この場合には、本人の承諾を得なければならない。

⑧　第５項の規定による組合の掲示場への掲示のあった日以後において前２項の届出があった場合には、組合は、直ちにこの旨を組合の掲示場に掲示するものとする。

（選挙管理者及び選挙立会人）

第５条　組合長は、選挙ごとに、理事会の決議により本人の承諾を得て、組合員のうちから選挙管理者１人及び選挙立会人３人を指名する。

②　役員の候補者は、選挙管理者又は選挙立会人になることができない。

③　選挙立会人が３人に達しないとき、又は達しなくなったときは、組合長は組合員のうちから選挙立会人を３人に達するまで指名し、直ちにこれを本人に通知して、選挙に立会わせなければならない。

「備考」

総会外選挙制を採り、かつ、投票区を設ける組合にあっては、第１項中「選挙立会人３人」の次に「及び投票区ごとに、投票管理者各１人、投票立会人各３人」を加え、第２項中「選挙管理者又は選挙立会人」を「選挙管理者、投票管理者、選挙立会人又は投票立会人」に改め、第３項中「選挙立会人」の次に「又は投票立会人」を加えること。

（選挙管理者の職務）

第６条　選挙管理者は、選挙に関する事務を担任し、選挙立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、選挙立会人の意見を聴いてその投票の効力を決定し、各人の得票数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人ともに、これに署名しなければならない。

「備考」

投票管理者及び投票立会人を設ける組合にあっては、本条の次に次の１条を加えること。

（投票管理者の職務）

第６条の２　投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作成して、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

（選挙録の保存）

第７条　選挙録は、投票と併せて当該選挙に係る役員の在任期間中組合において保存しなければならない。

「備考」

投票録を作成する組合にあっては、「選挙録」の次に「及び投票録」を加えること。

（選挙実施の要件）

第８条　投票票数が総選挙権者数の５分の１に満たないときには、その選挙は、無効とする。この場合には速やかに再選挙を行わなければならない。

（投票）

第９条　投票は、無記名投票によって行う。

②　投票は、理事及び監事ごとに、組合員１人につき１票とし、組合員自ら投票しなければならない。

第10条　選挙管理者は、投票しようとする選挙人が本人であるか否かを、組合員名簿の記載その他によって確認しなければならない。

②　投票用紙は、選挙の当日投票所において、組合員に交付する。

③　選挙人は、自ら前項の投票用紙に候補者の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

④　投票用紙に記載する選挙すべき理事又は監事の数は、１人とする。

⑤　第３条により掲示した投票開始の時に総会に出席していない者は、投票することができない。

「備考」

(１)　投票区を設ける組合にあっては、第１項中「選挙管理者」を「投票管理者」に改めること。

(２)　立候補制を採らない組合にあっては、第３項中「候補者」を「被選挙人」に改めること。

(３)　投票につき連記制を採る組合にあっては、第４項を次のように規定する。

④　投票用紙に記載する選挙すべき理事又は監事の数は、それぞれ当該選挙において選挙する理事又は監事の数の２分の１の数とし、端数は切り捨てるものとする。ただし、この場合において、選挙する理事又は監事の数が１人であるときは、１人とする。

(４)　総会外選挙制を採る組合にあっては、第４項の次に次の１項を加える。

⑤　投票開始の時刻は７時とし、投票終了の時刻は午後５時とする。

（投票の拒否）

第11条　投票の拒否は、選挙立会人の意見を聴き、選挙管理者が決定する。

「備考」

(１)　投票区を設ける組合にあっては、第１項中「選挙立会人」及び「選挙管理者」を、それぞれ「投票立会人」及び「投票管理者」に改めること。

(２)　総会外選挙制を採る組合にあっては、本条の次に次の１条を加えること。

第12条　開票所は、この組合の事務所又は選挙管理者の指定する場所に設ける。

②　開票は、投票の当日（又はその翌日）に行う。

（無効投票）

第12条　次の各号に掲げる投票は、無効とする。

１　所定の用紙を使用しないもの

２　候補者の氏名のほか他事を記載したもの（職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものを除く。）

３　候補者の何人であるかを確認することが困難な氏名を記載したもの

４　候補者でない者の氏名を記載したもの

５　候補者の氏名を自書しないもの

６　第18条の規定による再選挙又は第20条の規定による補欠選挙にあっては、それぞれ既に当選者となっている者の氏名又は現に役員である者の氏名を記載したもの

７　１票中に２名以上の候補者の氏名を記載したもの

「備考」

(１)　投票につき連記制を採る組合にあっては、本条を次のように規定すること。

（無効投票）

第12条　次の各号に掲げる投票は無効とする。

１　所定の用紙を使用しないもの

２　候補者の氏名のほか他事を記載したもの（職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものを除く。）

３　１票中に第10条第４項の規定による投票用紙に記載すべき候補者の数を超える数の氏名を記載したもの

②　次の各号に掲げる記載は、無効とする。

１　候補者の何人であるかを確認することが困難な氏名

２　候補者でないものの氏名

３　自書していない候補者の氏名

４　第18条の規定による再選挙又は第20条の規定による補欠選挙にあっては、それぞれ既に当選者となっている者の氏名又は既に役員となっている者の氏名

(２)　立候補制を採らない組合にあっては、本条中（備考を含む。）「候補者」を「被選挙人」に、「候補者でないもの」を「被選挙権のないもの」に改めること。

（当選者の決定）

第13条　得票数多数の者をもって当選者とする。ただし、選挙すべき役員の定数で選挙される者の得票の総数を除して得た数の６分の１以上の得票がなければならない。

②　当選者を定めるに当たり、得票数同一のものについては、選挙管理者が選挙立会人立会の上、くじで定める。

③　第４条の規定による届出のあった理事又は監事の候補者の数がその選挙において選出すべき理事又は監事の数を超えないとき又は超えなくなったときは、投票を行わない。

④　前項の場合には選挙管理者は、直ちにその旨を組合の掲示場に掲示しなければならない。

⑤　第３項の場合には、その候補者をもって当選者とする。

「備考」

立候補制を採らない組合にあっては、第３項から第５項までを削ること。

（当選の通知、掲示と諾否の決定）

第14条　当選者が決定したときは、選挙管理者は、直ちに当選者に当選の旨を通知し、同時に当選者の住所、氏名及び理事又は監事の別を組合の掲示場に掲示し、その日のうちに当選者から就任承諾を得なければならない。ただし、当選者から当選を辞する旨の届出があった場合その他やむを得ない事由により期限内に承諾を得ることができない場合は、この限りでない。

「備考」

立候補制を採らない組合にあっては、次の１項を加えること。

②　理事と監事の選挙が同時に行われた場合において、前条第１項の規定により同一人が理事と監事の双方に当選の資格を得たときは、その者は、少なくともその一方につき当選を辞退しなければならない。

（当選者の繰上補充）

第15条　当選者が当選を辞したとき、被選挙権がなくなったとき又は死亡したときは、選挙管理者は、直ちに第13条の例によって当選者を定めなければならない。

②　前項の規定により当選者が定まった場合には、前条の規定を準用する。

（就任）

第16条　選挙管理者は、第14条（前条第２項及び第17条第２項において準用する場合を含む。）の規定により当選者が定まった日の翌日当選者の住所及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。

②　当選者は、前項の規定による掲示があった時に、役員に就任するものとする。

③　第１項の規定による掲示の時が、現任役員の任期満了前であるときは前項の規定にかかわらず、第20条の規定による補欠選挙又は法第52条の規定による選挙の場合を除き、その任期満了のときに就任する。

（当選取消しの場合の当選人の繰上げ補充）

第17条　法第115条〔決議、選挙及び当選の取消し〕の規定により当選の取消しがあったときは、組合長は、直ちに第13条の例により当選者を定めなければならない。

②　前項の規定により当選者が定まった場合には、第14条の規定を準用する。

（再選挙）

第18条　役員の定数に足る当選者を得ることができないとき、又は法第115条〔決議、選挙及び当選の取消し〕の規定による選挙若しくは当選の取消しの請求の結果当選者がなくなり、若しくは当選者が役員の定数に達しなくなったときは、前条の規定により当選者を定めることができるときを除き、組合は、できる限り速やかに、その不足の員数につき再選挙を行わなければならない。

（欠員の場合の繰上補充）

第19条　選挙後６月以内に役員の欠員が生じた場合において、第13条第１項の規定の適用を受けた得票者で当選者とならなかった者があるときは、組合長は、第13条の例によって、その者のうちから当選者を定めなければならない。

②　前項の場合には、第14条から第16条までの規定を準用する。

（補欠選挙）

第20条　役員の全部又は一部が欠けた場合は、前条の規定により、当選者を定めることのできる場合を除き、その不足の員数につき補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事又は監事のそれぞれの定数の３分の１以下であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前４月以内であるときは、この限りではない。